

## 第2回ながさきグルメセレクション認定証・パンフレット製作等業務委託 プロポーザル方式業者選定要領

この要領は、標記業務のプロポーザルに参加しようとする者(以下「提案者」という)が留意すべき事項について定めたものであり、提案者は以下の事項を了知し、企画提案書を提出するものとする。

### 1. 業務の目的

観光客にお勧めするグルメ店を紹介する「ながさきグルメセレクション」の第2弾として、観光のプロ(宿泊施設、タクシー会社、市町観光協会、観光ガイド、マスコミ等)がお勧めする「プレミアムなグルメ店」を投票により選定。

その結果をもとに、認定証やパンフレットを製作し、情報発信を図ることにより、観光客の旅の満足度向上及びリピーター確保を目指す。

### 2. 業務の概要

#### (1) 業務の内容

別添の第2回ながさきグルメセレクション認定証・パンフレット製作等業務仕様書のとおり。

#### (2) 履行期間

契約締結日から令和2年3月27日(金)まで。

#### (3) 予算額

3,000,000円(取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む)

### 3. 参加資格

(1) 本業務に関するプロポーザルに参加できるのは、以下の①～⑧の全ての要件をみたしている者とする。

- ① 本事業の趣旨に沿った事業内容を企画し、運営する能力を有する法人であること。
- ② 過去に、本事業に類似・関連する業務を実施した実績を有していること。
- ③ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ④ 長崎県から指名停止又は指名除外措置を受けていない者であること。
- ⑤ 取引銀行において不渡り手形及び不渡り小切手を出していない者であること。
- ⑥ 会社法に基づく清算の開始、破産法に基づく破産申し立て、会社更生法に基づく更生手続開始申し立て、民事再生法に基づく再生手続申し立てがなされていない者であること。
- ⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に基づく暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- ⑧ 国税、都道府県税及び市町村税の滞納がないこと。

### 4. プロポーザル実施の手続き

#### (1) スケジュール

12/12(木)	実施要領等の公開
12/18(水) 12時必着	質問書の提出期限

12/19(木)	質問に対する回答
12/20(金) 17 時必着	参加表明書の提出
1/17(金) 12 時必着	企画提案書の受付
1/22(水)	結果通知

(2) お問い合わせ先・提出先

担当窓口：一般社団法人長崎県観光連盟 情報企画部 藤村誠也

住 所：〒850-8570 長崎市尾上町3-1(県庁舎5F)

電 話：観光連盟 095-826-9407

F A X：観光連盟 095-824-3087

電子メール：[fujimura@ngs-kenkanren.com](mailto:fujimura@ngs-kenkanren.com)

(3) 企画提案書作成等に関する質問の受付

① 提出方法

- ・プロポーザルに参加するにあたり、質問事項がある場合は、質問書(別紙様式1)をファックスにより提出すること。
- ・提出先は上記(2)のとおり。
- ・送信後、提出先へ電話により着信の確認をすること。

② 質問に対する回答

質問及び回答事項を取りまとめの上、観光サイト「ながさき旅ネット」に公開します。

③ その他

提出期限後の質問については、いかなる理由があっても回答いたしません。

(4) 参加表明書の受付

プロポーザルの参加を希望する者は、次に掲げる書類を期限までに提出すること。なお、参加表明書提出後に参加を辞退する場合は、令和2年1月16日(木)12時までに辞退届(様式任意)を提出すること。

① 提出する書類

参加表明書(別紙様式2)

② 提出方法及び提出先

上記(2)の担当窓口あてに FAX で提出すること。送信後、提出先へ電話により着信の確認をすること。

③ 提出期限

令和元年12月20日(金)17時まで(必着)

(5) 企画提案書及び見積書等の提出

① 企画提案書の作成

企画提案書は、別添の仕様書で求める提案内容を満たすこと。また、原則として A4 サイズ横、横書き、左綴じとし、以下の内容を記載すること。枚数に制限はないがカラー印刷とすること。

ア. コンセプトシート

「1. 業務の目的」を踏まえた基本コンセプト及び具体的な規格を作成すること。

イ. 認定証のデザイン

ウ. パンフレットタイトル及び表紙のデザイン

## エ. 展開案(原稿・デザイン・レイアウト・編集)

見開き1ページ分を紹介した内容。

観光連盟が指定する8店舗を使用した展開案を作成すること。なお、8店舗の写真・基礎情報については、参加表明書受付後、一括して提案者へ提供する。

※上記ア～エについては、別添の第2回ながさきグルメセレクション認定証・パンフレット製作業務仕様書の4.業務の内容等に記載のとおり、本事業のコンセプト「プレミアムなグルメ店」を印象付ける高級感のあるデザインとすること。

オ. 今後、効果的に情報発信が出来る場合は、その内容について、企画提案書に記載して下さい。

カ. 本業務を運営・遂行するスタッフ体制

本業務の全体責任者及び各業務の責任者、担当者を記載した体制図を作成すること。

キ. 直近3年間に本業務と類似する実績があれば示すこと。

ク. 提案書の表紙には、宛名「(一社)長崎県観光連盟会長」、タイトル「第2回ながさきグルメセレクション認定証・パンフレット製作業務提案書」、提出年月日、会社名を記載すること。

②企画提案書の提出部数は、6部とする。

③見積書(様式任意)

ア. 積算根拠が明確になるよう具体的に記載すること。

イ. 当業務にかかるデザイン費、印刷費その他必要と見込まれる経費は全て計上すること。

ウ. 宛名は一般社団法人長崎県観光連盟 会長 宮脇雅俊とする。

④企業等の概要(様式任意)

既存のパンフレット等でも可。

## (6) 企画提案書の提出

①提出期限 令和2年1月17日(金)12時まで(必着)

②提出方法 持参又は郵送とする。あわせて企画提案書のデータを格納した電子媒体を一部提出すること。なお、郵送の場合は提出期限内に必着とし、発送後であっても未着の場合は、期限内の提出がなかったものとみなす。

③提出先 上記(2)の担当窓口

④提出物 企画提案書 6部 見積書 1部(正本1部)

## (7) 企画提案の無効

次のいずれかに該当する場合は、失格又は無効とする。

①企画提案書類に虚偽の記載をした場合。

②実施要領に反すると認められる場合。

③その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為を行った場合。

## 5. その他

①企画提案書作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位とする。

②提出期限後において、提出書類は理由の如何を問わず返却しない。

③企画提案書は、提出後の変更、差し替え及び再提出は原則として認めない。

④本提案に要する一切の費用は、提案者の負担とする。

- ⑤企画提案書の提出をもって、参加者が実施要領の記載内容を同意したものとみなす。
- ⑥プロポーザル参加により、一般社団法人長崎県観光連盟から知り得た情報は、他者に漏らしてはならない。
- ⑦提案内容に含まれている特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、プロポーザル参加者が負うものとする。
- ⑧ 委託契約期間はもとより委託契約期間終了後も、当業務で知り得た機密、個人情報等の取扱について厳守すること。

## 6. 受託候補者の選定

### (1) 審査方法

- ①企画提案書は、一般社団法人長崎県観光連盟が設置する審査委員会において、定められた基準により総合的に評価して順位付けを行い、1位となった参加者を受託候補者に選定する。
- ②審査は、提出された企画提案書の書類審査により行う。

### (2) 審査基準

審査は、提案された企画内容等に対する技術審査及び見積価格に対する価格審査を実施し、この技術審査及び価格審査の結果から総合評価点を算出して受託候補者を決定する。

#### ① 技術審査(100点)

項 目	配点
ア. 基本コンセプト及び規格についての評価	10点
イ. 認定証のデザイン及び、パンフレットのタイトルと表紙の評価	30点
ウ. 展開案についての評価	50点
エ. 業務実績の評価	5点
オ. 業務実施体制の評価	5点
技術審査 合計	100点

#### ② 価格審査

価格審査は50点満点とし、次の算式により算出する

$$\text{価格点} = 50 \times (1 - \text{見積価格} \times 1.1 \div \text{予算額})$$

上記式により数値を算出し、小数点第1位まで(小数点第2位を四捨五入)

- (3)選定結果は、速やかに文書で通知する。

## 7. 契約について

- (1)上記6の審査委員会において選定された受託候補者と契約締結の協議を行う。
- (2)契約締結の協議においては、企画提案内容をそのまま実施することを約束するものではなく、一般社団法人長崎県観光連盟と受託候補者が協議のうえ決定する。また、具体的な業務内容や進め方については、逐次、一般社団法人長崎県観光連盟と協議して決定する。

## 8. 附則

この要領は、令和元年12月12日から施行し、契約日の翌日にその効力を失う。